会議案第１号

北海道議会会議規則の一部を改正する規則案

北海道議会会議規則の一部を改正する規則

北海道議会会議規則（昭和31年北海道議会告示第１号）の一部を次のように改正する。

別表北海道議会情報公開審査会の項中「第21条に規定する意見の求め」を「第21条第１項の規定による意見の求め又は北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和４年北海道条例第55号）第46条第１項若しくは第51条の規定による諮問」に改め、同表議会庁舎改築整備等検討協議会の項を削る。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。ただし、別表議会庁舎改築整備等検討協議会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

説　　明

北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の制定等に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定しようとするものである。